

防衛省訓令第10号

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行令（令和5年政令第290号）及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行規則（令和5年防衛省令第14号）を実施するため、装備品等秘密の指定等に関する訓令を次のように定める。

令和6年3月12日

防衛大臣 木原 稔

装備品等秘密の指定等に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 装備品等秘密の指定等（第3条―第13条）

第3章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、防衛省における装備品等秘密の指定等に関し必要な措置を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この訓令において使用する用語は、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（以下「法」という。）及び防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 官房長等 官房長、局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。
- (2) 契約締結者 契約担当官（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 2 第 3 項に規定する契約担当官をいう。）その他の防衛省の職員であって、装

備品等契約（当該装備品等契約の主たる内容が装備品等秘密の保全であるものを含む。）の当事者である者をいう。

(3) 秘密 秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号。以下「省秘訓令」という。）第２条第１項又は防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号。以下「秘庁訓令」という。）第２条第１項に規定する秘密（知識を除く。）をいう。

(4) 装備品等秘密文書等 装備品等秘密を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）若しくは物件又は当該装備品等秘密を化体する物件をいう。

(5) 米国秘密軍事情報 秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（第８条第３項第１号において「米国秘密軍事情報保護協定」という。）第１条（

a) に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したもの

(6) 北大西洋条約機構秘密情報 北大西洋条約機構から提供された情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定（第8条第3項第2号において「北大西洋条約機構情報保護協定」という。）第1条（ii）に規定する秘密の指定を受けているもの

(7) 仏国秘密情報 情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定（第8条第3項第3号において「日仏情報保護協定」という。）第1条（a）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したもの

(8) 豪州秘密情報 情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（第8条第3項第4号において「日豪情報保護協定」という。）第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したもの

(9) 英国秘密情報 情報の保護に関する日本国政府と
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府
との間の協定（第8条第3項第5号において「日英
情報保護協定」という。）第1条aに規定する秘密
情報であって、グレートブリテン及び北アイルラン
ド連合王国政府から受領したもの

(10) インド秘密軍事情報 秘密軍事情報の保護のため
の秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和
国政府との間の協定（第8条第3項第6号において
「日印秘密軍事情報保護協定」という。）第1条a
に規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政
府から受領したもの

(11) 伊国秘密情報 情報の保護に関する日本国政府と
イタリア共和国政府との間の協定（第8条第3項第
7号において「日伊情報保護協定」という。）第1
条aに規定する秘密情報であって、イタリア共和国
政府から受領したもの

(12) 韓国秘密軍事情報 秘密軍事情報の保護に関する

日本国政府と大韓民国政府との間の協定（第8条第3項第8号において「日韓秘密軍事情報保護協定」という。）第2条（a）に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領したもの

- (13) 独国秘密情報 情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定（第8条第3項第9号において「日独情報保護協定」という。）第1条（a）に規定する秘密情報であって、ドイツ連邦共和国政府から受領したもの

- (14) 瑞国秘密情報 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め（第8条第3項第10号において「日瑞情報保護取決め」という。）第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国政府から受領したもの

第2章 装備品等秘密の指定等

(指定等)

第3条 官房長等は、契約事業者に装備品等契約を履行させるため秘密を提供する必要があると認めたときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 契約事業者に提供する秘密の件名等
- (2) 装備品等秘密の提供の理由
- (3) 装備品等秘密の指定の有効期間
- (4) 当該装備品等秘密を提供する契約事業者の名称
- (5) 第8条第1項の規定による保全措置の適否
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 防衛大臣は、前項に規定する書面又は電磁的記録の案が適切であると認めたときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る秘密を装備品等秘密に指定し、その指定の有効期間を定めるものとする。

3 防衛大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を第1項の規定により書面又は電磁的記録の案

を作成した官房長等に通知するものとする。

- 4 装備品等秘密の指定の有効期間（次条第2項の規定により延長した有効期間を含む。）は、第1項の秘密についての秘の指定期間を超えないものとする。

（指定の有効期間の延長）

第4条 装備品等秘密の指定に際し、前条第1項の規定により書面又は電磁的記録の案を作成した官房長等は、当該装備品等秘密の指定の有効期間を延長する必要があると認めたときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 装備品等秘密の指定の有効期間を延長する装備品等秘密文書等の件名等
- (2) 装備品等秘密の指定の有効期間を延長する理由
- (3) 延長後の装備品等秘密の指定の有効期間及びその満了する期日
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 防衛大臣は、前項に規定する書面又は電磁的記録の

案が適切であると認めたときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る装備品等秘密の指定の有効期間を延長するものとする。

- 3 防衛大臣は、前項の規定により装備品等秘密の指定の有効期間を延長したときは、当該有効期間を延長した旨を記載した書面を契約締結者を通じて関係契約事業者に交付し、防衛装備庁長官が別に定める方法により当該装備品等秘密の延長後の指定の有効期間を表示しなければならない。

（指定の解除）

第5条 装備品等秘密の指定に際し、第3条第1項の規定により書面又は電磁的記録の案を作成した官房長等は、装備品等秘密が指定の要件を欠くに至ったため当該指定を解除する必要があると認めたときは、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の案を作成し、防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 装備品等秘密の指定を解除する装備品等秘密文書等の件名等

(2) 装備品等秘密の指定を解除する理由

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

2 防衛大臣は、前項に規定する書面又は電磁的記録の案が適切であると認めたときは、当該書面又は電磁的記録の案に係る装備品等秘密の指定を解除するものとする。

3 防衛大臣は、前項の規定により装備品等秘密の指定を解除したときは、その旨を契約締結者を通じて関係契約事業者に通知し、防衛装備庁長官が別に定める方法により当該装備品等秘密の指定の有効期間の表示を抹消しなければならない。

(記録)

第6条 保全責任者（省秘訓令第4条第1項又は秘庁訓令第4条第1項に規定する保全責任者をいう。）は、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合にあっては、必要に応じ、省秘訓令第39条第2項又は秘庁訓令第40条第2項に規定する簿冊に記録するものとする。

(1) 装備品等秘密の指定若しくは指定の解除又は装備

品等秘密の有効期間の延長が行われた場合

(2) 装備品等秘密の指定の有効期間が満了した場合

(3) 装備品等秘密文書等の送達、回収、返却又は廃棄
が行われた場合

(装備品等秘密文書等の送達等)

第7条 防衛大臣は、契約事業者に対し装備品等秘密文書等を送達するときは、契約締結者を通じて行うものとし、その際、当該装備品等秘密文書等に別記第1号様式の表示を赤色で付さなければならない。ただし、表示を赤色で付すことができない場合には、他の色で付すことができる。

2 前項の表示は、文書又は図画についてはその右下（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）に、物件についてはその適当な場所にそれぞれ付さなければならない。ただし、やむを得ない場合には、他の場所に付すことができる。

3 防衛大臣は、装備品等秘密文書等を契約事業者に送達するときは、契約締結者を通じて装備品等秘密指定

書（装備品等秘密文書等において装備品等秘密を記録し、又は化体する部分を特定するために必要な事項を記載した書面をいう。）を当該契約事業者に交付するものとする。

（送達時の保全措置）

第8条 官房長等は、装備品等秘密文書等を契約事業者に送達するときは、事前に当該契約事業者について厳密な調査を行い、装備品等秘密の保全上支障がないことを確認するものとし、装備品等秘密の漏えい等の危険を防止するため、契約条項に装備品等秘密の保全に関する規定を設ける等必要な措置を講じるものとする。

2 前項の装備品等秘密の保全に関する規定は、特に支障のない限り、別記第2号様式の基準によるものとする。

3 第1項の装備品等秘密文書等に係る装備品等秘密が次の各号に掲げる情報に該当する場合には、当該各号に定める事項が、同項の契約事業者が定める秘密の保全に関する規則において確保されていることを確認す

るものとする。

- (1) 米国秘密軍事情報 米国秘密軍事情報保護協定第
16条に定める事項
- (2) 北大西洋条約機構秘密情報 行政取決（北大西洋
条約機構情報保護協定第4条の規定に基づき作成さ
れた行政上の取決めをいう。）第14段落に定める
事項
- (3) 仏国秘密情報 日仏情報保護協定第14条に定め
る事項
- (4) 豪州秘密情報 日豪情報保護協定第7条に定める
事項
- (5) 英国秘密情報 日英情報保護協定第17条に定め
る事項
- (6) インド秘密軍事情報 日印秘密軍事情報保護協定
第16条に定める事項
- (7) 伊国秘密情報 日伊情報保護協定第16条に定め
る事項
- (8) 韓国秘密軍事情報 日韓秘密軍事情報保護協定第

16条に定める事項

(9) 独国秘密情報 日独情報保護協定第16条に定める事項

(10) 瑞国秘密情報 日瑞情報保護取決め第16項に定める事項

(下請負)

第9条 官房長等又はその指定した者は、関係契約事業者から下請負の許可の申請がなされた場合において、その下請負者に装備品等秘密文書等を送達することについては、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、許可することができる。

(1) 当該下請負者に提供する秘密について第3条の規定による手続が行われたこと。

(2) 当該下請負者が前条第1項に規定する装備品等秘密の保全に関する規定を設けた契約条項が契約締結者との装備品等契約に含まれること。

(複製等の手続)

第10条 装備品等秘密文書等が複製又は製作されたと

きは、速やかに第 3 条、第 6 条及び第 7 条の規定に準じて、装備品等秘密の指定等、記録及び送達等を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により契約事業者において別記第 1 号様式の表示を行う必要がある場合は、契約締結者又はその指定する者の立会いの下に行わなければならない。ただし、契約締結者又はその指定する者の許可を受けたときは、この限りではない。

（従業者に係る報告事項）

第 1 1 条 法第 2 7 条第 3 項の防衛大臣が定める事項は、装備品等秘密を取り扱う従業者の氏名、役職、国籍、勤務状況その他必要な事項とする。

（防衛大臣への報告）

第 1 2 条 官房長等は、装備品等秘密文書等の管理状況について、毎年度、防衛大臣に報告するものとする。

（装備品等秘密の指定等の様式）

第 1 3 条 装備品等秘密の指定等の手続に関する書類の

様式は、別に定めるものとする。

第 3 章 雑則

（協議及び協力）

第 1 4 条 官房長等は、装備品等秘密の指定等に関し、相互に協議し、調整するほか、協力するものとする。

（委任規定）

第 1 5 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用除外）

2 装備品等秘密文書等を契約事業者に送達するに当たっては、省秘訓令第 2 8 条、第 2 9 条若しくは第 3 0 条又は秘庁訓令第 2 9 条、第 3 0 条若しくは第 3 1 条の規定は適用しない。

（委任規定）

3 この訓令の施行前に契約事業者に提供された秘密で

あつて施行日後においても引き続き当該事業者に提供する必要がある場合の装備品等秘密に係る手続は、防衛装備庁長官が定める。